



東北6県建設業協会相互支援に関する協定

東北建設業協会連合会並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の6県建設業協会（以下6県協会といふ。）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 大規模災害においては、隣接県といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける県協会、比較的被害が軽い県協会とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある県協会が、被害の大きい県協会の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 6県協会が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- ① 必要な情報の収集および提供
- ② 協会の備蓄品等による応急物資、資機材等の提供及びあっせん
- ③ 応急対策に必要とする職員等の派遣
- ④ 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各県協会間の協議により、業務を追記することが出来る

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた県協会が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の提供に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した県協会が負担するものとし、その額は提供をする協会と提供を受ける県協会で協議のうえ定める。

2 前項の経費の支払いは、提供を受けたものと同一のものを提供することによって、代える事ができる。

（応援の調整）

第5条 この協定に基づいて、応援を行う県協会が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う県協会間で協議し、応援の調整を行う県協会を定めることができる。

（緊急応援）

第6条 応援を行う県協会は、応援を受ける県協会が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける県協会の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、6県協会で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、6県協会の専務理事によって構成し、事務局は連合会専務理事が担当する。

（協議）

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、6県協会間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書7通作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成24年10月10日

東北建設業協会連合会 会長 佐藤博俊

(社)青森県建設業協会 会長 今誠康

(一社)岩手県建設業協会 会長 宇部貞宏

(社)宮城県建設業協会 会長 佐藤博俊

(一社)秋田県建設業協会 会長 村岡淑郎

(一社)山形県建設業協会 会長 濑谷忠昌

(一社)福島県建設業協会 会長 小野利廣